

石井町住まいのリフォーム応援事業補助金を利用しませんか！

住宅の質への不安を解消し、安心して暮らす社会環境をつくり出すため、町内の施工業者を利用した個人住宅の修繕、補修工事やバリアフリー対応工事などのリフォーム(改修・改装)工事に補助金を交付します。

対象工事 施工業者が石井町内にあり、工事費(税抜)が20万円以上で、令和9年1月末日までに工事を完了し、30日以内若しくは2月末日までに必要書類を提出できること。(申し込み時点で工事着手済み又は工事完了済み物件は対象外)

補助対象 ①町内に所在する現に生活の本拠としている住宅を改修する方(本拠住宅以外の別宅や倉庫等は対象外。店舗等併用住宅は居住部分のみ対象。)
②新たに多世帯同居を開始する方。
※多世帯同居・・・工事完了後、申込者が属する世帯の人数が1以上増加する場合又は申込者が属する世帯のほかに新たに世帯が増加する場合。

補助金額 (1) 補助対象工事費(税抜)の20%で、最高20万円
補助対象①のみの条件を満たす者。
(2) 補助対象工事費(税抜)の30%で、最高30万円
補助対象①と②の条件を満たす者。

申込資格

- ・ 補助対象となる住宅に引き続き1年以上居住しており、かつ当該物件の所在地に住民登録している方
- ・ 補助対象者及びその世帯員に町税の滞納がないこと。
- ・ 以前に類似の補助金制度を利用したことがない方及び建築物
- ・ その他、住まいのリフォーム応援事業補助金要綱に基づく条件を満たす方。

募集件数 予算の範囲内。応募多数の場合は抽選

募集期間 令和8年5月26日(火)まで【当日消印有効】

申込方法 補助金交付事前申込書(石井町HP掲載、建設課窓口配布)に必要な事項をご記入の上、以下の宛先に持参又は郵送にてご提出ください。

〒779-3295 石井町高川原字高川原121番地1
石井町 建設課 宛て
※1世帯の申し込みは、1通を厳守のこと。

抽選会及び交付申請説明会(抽選会は応募多数の場合に開催)

日程及び会場 令和8年6月11日(木)午後7時から 石井町役場2階大会議室

※抽選会及び交付申請説明会の開催については、募集期間終了後、応募者全員に文書で通知します。

※抽選会を開催する場合、開始時刻までに会議室に入室していない方は、無効失格扱いとさせていただきますので予めご了承ください。

問い合わせ先 石井町 建設課 TEL674-1117

◆住宅リフォーム補助の対象工事（例）

内 容	可 否	備 考
屋根瓦の取換、外壁の補修	○	
壁紙張替等の内装工事	○	
台所、風呂、トイレ等の改良工事	○	
シロアリ防止等の床修理	○	
畳の張替え	○	
ガラス（サッシ）の取替工事	○	
本拠住宅以外の別宅や倉庫等に係る工事	×	生活の本拠としている住宅ではないため対象外
住宅の一部又は全部の取り壊しや撤去に係る工事	×	リフォームではないため対象外
住宅に付随する バルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	×	リフォームではないため対象外
シロアリ駆除	×	リフォームではないため対象外
電話の配線工事	×	リフォームではないため対象外
大画面テレビの購入（配線工事有）	×	購入が主であるため対象外
電化製品の取付工事	×	購入が主であるため対象外
室内カーテン取替	×	購入が主であるため対象外
防犯用ライト取付工事	×	購入が主であるため対象外
門扉・ブロック壁の設置	×	外構工事のため対象外
造園工事、植木剪定	×	外構工事のため対象外

※詳細については、建設課までお問い合わせください。TEL 6 7 4 - 1 1 1 7